

宅地分譲(東松川)のご案内

この案内書をお読みいただき、現地を確認の上、お申込みをお願い致します。

◇ 分譲地の概要

- ・所在地 松川村東松川 (住所表記：松川村5721番地〇〇)
- ・区画数 22区画 (区画最低 約333㎡以上 約100坪)
- ・地目 宅地
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%
- ・電気 中部電力ミライズ(株) 等
- ・ガス プロパンガス
- ・電話 光回線エリア
(従来「メタルケーブル」のNTT電話の引込は出来ません。)
- ・水道 村営水道(新設負担金 104,720円は、分譲価格に含まれます。)
- ・下水 公共下水道(受益者負担金 均等割 35万円+面積割 1㎡当たり
120円は、分譲価格に含まれます。)
- ・区画面積及び分譲価格は、別添のパンフレットをご覧ください。

◇ 分譲の条件

- ① ご自分が居住する目的のために一区画を購入し住宅を建設し、継続して住んでいただきます。
- ② 所有権移転後 2年以内に住宅が完成し、住民票を購入した土地移し居住できる方に限ります。
- ③ 土地売買契約書の締結日から 30日以内に土地代金を完納していただきます。
- ④ 住宅建築までの間も、区画内の維持管理(清掃及び草刈り等)をしてください。
- ⑤ 住宅建築に際し、地耐力調査の結果、地盤補強工事が必要となる場合があります。この地盤補強工事の内容は、住宅メーカー等によりことなります。また、この工事費用は建築される方の負担となります。
- ⑥ 居住する行政区組織(自治会)に加入し、自治会の負担金等の請求があった場合は、負担してください。また、自治会の水路清掃、道普請、行事ごとに積極的に参加してください。
- ⑦ 良好な住環境を形成するため、敷地面積に対する緑化面積を5%以上としてください。
- ⑧ 周囲の農地との関係性について確認ください。
 - ・朝早い時間に機械を使用して畔草を刈る場合があります。
 - ・農繁期にトラクター、田植機、コンバイン等で作業を行う場合があります。

申込みについて「随時」

① 申込みに必要な書類

- ・ 宅地分譲申込書
- ・ 住民票謄本(入居予定者全員分)

※ 住民票謄本は、分譲申込み日からみて3ヶ月以内に発行したもの。

② 受付について

○受付期間(平日のみ)

午前8時30分～午後5時15分

○受付場所

松川村土地開発公社 (松川村役場内)

【注意事項】

- 契約等詳細については別途ご連絡します。

《 お問い合わせ先 》

松川村土地開発公社(松川村役場内)

〒399-8501

長野県北安曇郡松川村76番地5

電話 (代表) 0261-62-3111

(直通) 0261-62-3110

FAX 0261-62-4071